案件番号　121324006

令和６年度

東京国際空港空港アクセス鉄道建設資材等価格調査

特記仕様書

令和６年３月

国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

１．調査概要

本調査は、東京空港整備事務所が実施する空港アクセス鉄道工事等の積算に必要な資材等について、実勢価格の調査を実施するものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・４０歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

２．履行期間

契約締結日から令和７年３月２１日までとする。

３．調査内容

業務名称及び業務内容	分　類	単位	数量	摘要
計画準備				
計画準備		式	1	
協議・報告				
協議・報告		回	2	
資材等調査				
特別調査－１		回	10	詳細は別紙１のとおり
特別調査－２				
難易度１	難易度１（規格1～10以下）	品目	100	詳細は別紙１のとおり
集計・分析		式	1	
（特別調査－１）				
標　準	標　準（規格1～10以下）	品目	10	
（特別調査－２）				
難易度１	難易度１（規格1～10以下）	品目	100	
審査		品目	110	
施工単価調査	難易度１	施工単価	50	詳細は別紙２のとおり
施工歩掛調査	難易度１	歩掛	60	詳細は別紙２のとおり
成果物				
業務完成図書作成		式	1	

４．業務仕様

４－１　総則

本特記仕様書に定めのない提出様式等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和５年３月）の定めによるものとする。

なお、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

４－２　計画準備

本調査を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成する。

４－３　協議・報告

本調査の実施にあたり、業務全体の計画等について協議又は報告等を行うものとし、事前協議、最終報告の計２回を行うものとする。

４－４　調査内容

本調査は以下の項目について実施するものとする。

４－４－１　資材等調査

（１）共通事項

１）　調査価格については現場持ち込み・荷下ろし価格を原則とし、消費税を含まないものとする。

２）　調査先の選定に当たっては、大口需要に対処できる生産設備又は処理能力を有し、調査対象地区に円滑な供給または処理が可能である等を考慮し選定するものとする。

３）　調査職員が別途調査開始日を指定する場合における調査期間は、原則１ヶ月以内とする。

なお、これによりがたい場合は調査職員と協議することとする。

４）　調査時期については以下のとおりとする。

追加調査：調査職員の指示によるものとする。

（２）特別調査－１（現地調査）

１）　地場により価格形成されている資材等について、資材等に関する各種データや聞き取り調査だけでは調査結果が得られず、調査対象地区に調査員を派遣し行う現地調査に基づき実勢価格を調査するものである。

２）　処分費及び再生資材調査については、所在地、受入れ条件、受入れ処理能力、対象地区までの道路運搬距離等を調査するものとする。

また、夜間持ち込み価格についても調査することとする。

（３）特別調査－２（聞き取り調査）

資材等に関する各種データや、聞き取り調査により実勢価格を調査するもので、難易度に応じて３分類に設定する。

①標　　準：資料等に関する各種データを参考として価格設定ができる調査

②難易度１：資材等に関する各種データを参考とするが、再度メーカー等への確認が必要な調査

③難易度２：各種データを参考に出来ないもの、あるいは参考には出来るが規格が特別なもので詳細な聞き取り調査が必要な調査

（４）集計・分析

特別調査－１、特別調査－２で得られた結果を集計し、類似資材の同地区での価格変動の確認、他地域との価格についての比較、資材等に関する各種（既存・類似）データとの比較、卸しルート上での物価比較等の分析を行うものとする。

（５）審査

特別調査－１、特別調査－２の調査価格の最終決定にあたり、調査価格報告前に価格調査の妥当性や価格決定プロセスについて審査を行う。

４－４－２　施工単価調査

施工に要する資材費用、労務費用、機材運転費用等を一括して設定する特定工種に係る施工単価のデータを収集し、類似施工単価との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工単価の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

① 難易度１：各種基準書や物価資料等を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

② 難易度２：各種基準書や物価資料等を参考に出来ないもの、あるいは参考には出来るが、詳細な聞き取り調査が必要な調査。

４－４－３　施工歩掛調査

施工に要する作業員、機材、資材等の種類及び数量などについて設定する特定工種に係る施工歩掛のデータを収集し、各種基準書との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工歩掛の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

① 難易度１：各種基準書を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

② 難易度２：各種基準書を参考に出来ないもの、あるいは参考には出来るが、詳細な聞き取り調査が必要な調査。

５．成果物

５－１　成果物

（１）　業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料等については、調査職員と協議しなければならない。

５－２　業務完成図書

（１）　「業務完成図書」は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）で２部提出しなければならない。
　なお、「土木設計業務等の電子納品要領」に記載がない項目の電子化の提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

（２）　「紙」による報告書は、原稿１式とする。

（３）　業務完成図書の提出先は下記のとおりとする。

〒144-0041　東京都大田区羽田空港3-3-1

国土交通省　関東地方整備局　東京空港整備事務所

６．その他

（１）　本調査で得られた結果は、当局の許可無く公表又は他に流用してはならない。

（２）　発注者は、引き渡し前であっても成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

（３）　本業務で価格調査を行った資材価格に変動が確認された場合は、調査職員へ報告するものとする。

（４）　調査内容の数量に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認めた場合は、履行期間末日までに契約変更を行うものとする。

（５）　本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

（６）技術提案

１）技術提案履行計画書

　受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
　なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

２）技術提案履行計画書の変更

　発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

３）技術提案書不履行の場合の措置

　受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

４）その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

（７）配置技術者の確認について

１）　受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
　なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

２）　業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

３）　完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。
　なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

４）　発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。
　また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

（８）技術指導者について

１）　管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

①　定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。
　ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
　なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

②　特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③　打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
　なお、その際、各書類に記名又は署名（署名又は押印を含む）するものとする。

２）　技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

（９）契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(10) 設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第１８条から２６条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編１－２３から１－２５などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

(11) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。

調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。

また、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

以上

【別紙１】

資材等調査 ： 特別調査－１（現地調査）

	品　　目	規格数・形状寸法	単位	調査時期	昼夜区分	摘　　要
―	追加調査	10回想定	―	不定期	―	
	調査品目数	1～10規格		10品目		
	調査回数			10回		

資材等調査 ： 特別調査－２（聞き取り調査）

	品　　目	規格数・形状寸法	単位	調査時期	昼夜区分	難易度	摘　要
―	追加調査	100品目想定	―	不定期	―	難易度１	
	調査品目数（難易度１）	1～10規格		100品目			

【別紙２】

施工単価調査、施工歩掛調査

	品　　目	規　格　・　形　状　寸　法	単　位	調 査 時 期	昼 夜 区 分	難易度	摘　　要
	施工単価調査						
―	追加調査（施工単価）	50施工単価	―	不定期	―	難易度１	
	施工歩掛調査						
―	追加調査（施工歩掛）	60歩掛	―	不定期	―	難易度１	
	調査項目（施工単価①）	50施工単価				難易度１	
	調査項目（施工歩掛①）	60歩掛				難易度１	